令和８年９月愛荘町議会定例会会議録

令和８年９月２５日（金）午前９時１９分開議

議　事　日　程（第４号）

日程第　１　議案第２８号　愛荘町工場立地法準則条例

日程第　２　議案第３４号　令和７年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第　３　議案第３５号　令和７年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第　４　議案第３６号　令和７年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第　５　議案第３７号　令和７年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第　６　議案第３８号　令和７年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第　７　議案第３９号　令和７年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第７

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

追加日程第１　諸般の報告

追加日程第２　議案第４０号　契約の締結につき議決を求めることについて

追加日程第３　議案第４１号　令和８年度愛荘町一般会計補正予算（第５号）

追加日程第４　議案第４２号　令和８年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

追加日程第１　意見書第１号　非核三原則の堅持を求める意見書

追加日程第２　意見書第２号　交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書

追加日程第３　議提第　７号　委員会閉会中の継続調査について

追加日程第４　議提第　８号　議員派遣について

出席議員（１２名）

１番　岡　本　志穂美	２番　久　山　幸　代
３番　メンドーザ智子	４番　久保田　正　利
５番　小　菅　久　宣	６番　中　川　喜代和
７番　澤　田　源　宏	８番　村　西　作　雄
９番　村　田　　定	１０番　瀧　　すみ江
１１番　竹　中　秀　夫	１２番　河　村　善　一

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知	教育長	徳田　寿
教育次長 兼教育振興課長事務取扱	西川傳和	企画政策監 兼くらし安全環境課長事務取扱	羽田順行
総務政策監	生駒秀嘉	福祉政策監 兼健康推進課長事務取扱	木村美紀
産業政策監 兼商工観光課長事務取扱	水谷徹也	経営戦略課長 兼行革・ＤＸ推進室長	久保川瑞穂
契約管財担当課長	外川孝司	税務課長	藤澤雅史
会計管理者	阪本　崇	みらい創生課長	山本拓也
人権政策課長	藤野知之	福祉課長	田中孝幸
子ども支援課長	増居志穂	住民課長	北岸純子
農林振興課長	楠　真二	建設・下水道課長	野々村直幸
学校教育担当課長	西澤仁志	生涯学習課長	清水惠一

事務局職員出席者

議会事務局長	陌間秀介	書記	伊谷一真

開議　午前９時１９分

◎開議の宣告

○議長（河村善一議員）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（河村善一議員）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第２８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一議員）　日程第１、議案第２８号　愛荘町工場立地法準則条例は、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、竹中委員長。

〔総務産業建設常任委員長　竹中秀夫議員登壇〕

○総務産業建設常任委員長（竹中秀夫議員）　総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第７７条の規定により報告をします。

１、審査結果。議案第２８号　愛荘町工場立地法準則条例を原案可決。

２、審査経過。９月１５日に総務産業建設常任委員６名が慎重に審査しました。

質疑の主なものは、環境保全の協定等について。事前協議の範囲について。条例施行による税収見込みなどについて審査が行われました。討論は賛成討論１件、反対討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で認定することに決定しました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（河村善一議員）　以上で委員長報告を終わります。

議案第２８号　愛荘町工場立地法準則条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　次に、賛成討論はありませんか。１０番、瀧　すみ江君。

○１０番（瀧　すみ江議員）　１０番、瀧　すみ江。議案第２８号　愛荘町工場立地法準則条例に対して、賛成の立場から討論を行います。

工場立地において国が定める緑地面積を規制緩和することにおいては、環境保護の観点から懸念はしますが、昨年度の企業の事業方針転換によって法人税が落ち込んだという報道により、町民の方が心配される声をお聞きする中で、町民の願いを優先することが大切だということを考えた上で、賛成の立場を取ることにしました。

説明にあるように、事業との環境保全協定の締結を推進する中で、快適な生活環境の保持や事前協議で周辺地域の生活環境に配慮した緑地及び環境施設整備を事業所に求めるなど、町民本位のまちづくりを推進していただくことを求めて討論といたします。

○議長（河村善一議員）　ほかに討論はありませんか。４番、久保田議員。

○４番（久保田正利議員）　議案第２８号　愛荘町工場立地法準則条例について、賛成の立場から討論いたします。

本条例は、工場立地法に基づく緑地面積率等について、町の実情に応じて基準を緩和するものであります。愛荘町は、都市計画区域内の非線引き都市計画区域であり、土地利用について比較的幅広い建築が可能な地域にあります。そのため、工場の立地を進めるに当たって、単に企業を誘致するだけではなく、周辺の住環境や地域環境との調和を図りながら、適切に管理していくことは重要だと考えております。

特に、工場から発生する騒音、振動など住宅地に影響を及ぼさないこと、また、工場立地によって緑地が過度に減少することのないよう配慮する必要があります。さらに、脱炭素や環境保全の観点からも緑地の確保や周辺環境への配慮は重要であり、学校などの教育施設に近接する場合には、子どもたちの学習環境や安全面にも十分配慮が必要です。

一方、企業や工場の誘致は地域経済の活性につながる重要な施策でもあります。企業が立地することにより、法人税、町民税などの税収確保が期待できるほか、地域における雇用の創出、関連事業への経済波及など、町の持続的な発展につながる効果も期待ができます。人口減少や厳しい財政状況を考えれば、町として企業を呼び込み、働く場を確保し、税収を生み出すことは重要であります。だからこそ、今回の条例に

よる工場立地法の規制緩和を単なる建てやすさのための緩和とすることではなく、工業誘致と住民の生活環境を両立させるための制度として運用していくことを求めます。

町におかれましても、条例施行後も工場立地の条件を適切に把握し、周辺住民への騒音、振動などの環境、緑地の確保、脱炭素への取組、さらには教育環境への影響についても十分に目を配っていただきたいと思います。企業にとって魅力ある町であると同時に、住民にとっても安心して暮らし続ける町であることが重要です。

以上、工場立地法による税収や雇用の確保という経済的な効果を期待するとともに、住環境、自然環境、教育環境との調和を図ることを求め、議案第２８号に賛成させていただきます。議員各位におかれましても、御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（河村善一議員）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　これで討論を終わります。

これより議案第２８号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一議員）　起立全員であります。よって、議案第２８号　愛荘町工場立地法準則条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第３４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一議員）　日程第２、議案第３４号　令和７年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、決算常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。審査報告を求めます。決算常任委員会、村西委員長。

〔決算常任委員長　村西作雄議員登壇〕

○決算常任委員長（村西作雄議員）　決算常任委員会委員長報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第７７条の規定により報告します。

１、審査結果。議案第３４号　令和７年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを認定することに決定。

２、審査経過。９月１０日、１１日に決算常任委員１１名の出席がありました。

決算全体の質疑の主なものは、今後の事業展開や会計年度任用職員の雇用について。今後の地方債の動向やプライマリーバランスについて。出納整理期間中における財政調整基金の取崩しについて。

総務政策監所管、会計室、議会事務局の質疑の主なものは、秦荘支所とハーティーセンターの光熱費のすみ分けについて。今後の秦荘支所について。愛の郷複合施設概略設計業務について。

企画政策監所管の質疑の主なものは、地域おこし協力隊、ＳＭＯＵＴ、ローカルベンチャー事業について。近江上布を活用した関係人口創出事業について。自治振興事業について。

産業政策監所管の質疑の主なものは、観光周遊事業について。今後の湖東三山館あいしょう、秦の郷について。レンタサイクル事業について。

福祉政策監所管の質疑の主なものは、子育て世帯訪問支援事業について。園のデジタル推進事業について。補聴器購入女性事業について。

教育次長所管の質疑の主なものは、ふれ愛スポーツ公園の運営について。今後の公民館活動推進事業や博物館の運営について。ＧＩＧＡスクール事業についてなどであり、審査が行われました。討論は反対討論が１件、賛成討論が１件ありました。採決の結果、起立多数で、認定することに決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（河村善一議員）　以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　１０番、瀧　すみ江。

議案第３４号　令和７年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてに対し、認定しないことを表明します。

議案中には、町民の利益につながる保健、福祉、教育、防災などに関わる事業がたくさんあります。しかし、議案には３自治会に拠出されているコミュニティづくり推進事業補助金、部落解放・人権政策確立要求郡実行委員会負担金など、同和関連予算が相変わらず毎年計上されています。人権尊重のまちづくりのため、同和関連予算を

廃止すべきです。

電子計算機運営事業において、国が推進する自治体情報システムの標準化、共通化の対応を行う説明がありますが、政府の権限と裁量が拡大するものです。

国のマイナンバーカードの促進で、マイナンバーカードの交付率が８３．５４％になりましたが、任意の交付です。国のマイナ保険証の強制により、紙の健康保険証の発行は廃止されてしまいましたが、国民の運動でマイナ保険証を持たない人全員に紙の保険証と同じ形状の資格確認書が交付されました。改めて、紙の健康保険証の復活を訴えます。

キャッシュレス決済ポイント還元事業が行われましたが、物価高騰対策と言いながら、使える人と使えない人が存在し、全ての町民の利益にはつながりませんでした。

令和７年度決算には、愛の郷複合施設概略設計業務委託料が計上されています。令和７年度の１年間で議会とも協議し、公民館、町民センターを使用している各サークルにヒアリングをして、どこに移ってもらえるのか、どのような部屋が必要なのかについて協議するべきでした。愛の郷でないといけないとか、ハーティーセンターでもよいなどの返答があった時点で、全てのサークルにおいて調整したなら、愛の郷にどういう部屋が必要かという答えが出てきます。

令和７年度当初予算の討論で、私は町民とも議会とも具体的に協議することもなく複合施設化を強引に進める行政の姿勢を批判しましたが、議会に概略設計が初めて示されたのは令和８年３月１９日であり、公民館、町民センターを使用しているサークルの方に説明会をしたのは８月６日です。行政の進め方には道理がありません。このようなやり方では、町民の理解が得られる施設づくりはできません。

令和７年度は愛知川小学校の改修工事、愛知川東小学校の長寿命化工事、図書館施設改修工事、給食センター施設改修工事、ハーティーセンター秦荘長寿命化工事の合計で約８億７，０００万円という歳出があります。令和７年度末の一般会計の起債残高は１３５億８，９３４万５，０００円で、令和６年度末より２億９，６６２万９，０００円増えています。財政調整基金も７億円の取崩しです。

これまでの箱物事業については、借金を返済しなければならないことははっきりしていますが、このような状況下、財政の健全化を考えて、新たな多額の工事費、起債はしない選択をするべきと考えます。愛の郷の複合化改修工事は進め方に問題があることと、財政面の問題から止めることを訴えます。町の財源は血税で成り立っていま

す。来年度の予算編成に向かい、町民の利益を最優先することを求めて、反対討論といたします。

○議長（河村善一議員）　次に、賛成討論はありませんか。４番、久保田議員。

○４番（久保田正利議員）　４番、久保田正利。議案第３４号　令和７年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和７年度は、物価高騰や公共施設の老朽化など、財政需要が増大する中、町政施行２０周年という節目の年でありました。そのような中、子育て支援では、保育士等確保対策、こども家庭センター、子ども支援アプリなどが進められてきました。

教育分野ではＧＩＧＡスクール端末の更新、学校ＩＣＴサポート、校内教育支援センター、スクール・サポート・スタッフの配置など、子どもたちの学びと教育環境を支える取組が行われてきました。また、高齢者の健康づくりや介護予防、道路整備など町民の暮らしに直結する事業についても一定の成果があったと評価いたします。町政２０周年事業についても、記念式典や各種事業を通じて、町民の参加や地域の連携、連帯につながる取組が実施されました。

一方で、財政状況については、決して楽観することではありません。経常収支比率は１０２．１％と前年度より上昇し、財政調整基金についても７億円を取り崩しています。また、地方債残高も増加しています。今後は事業を単に継続するのではなく、一つ一つについて必要性と費用対効果を検証することが重要です。

特に、公共施設については利用状況や維持管理費、将来の改修費などを踏まえ、必要な施設、統合できる施設、廃止を検討すべき施設を見極める必要があります。さらに、遊休土地や未利用財産についても有効活用や売却を含めて検討し、財源確保につなげるべきと考えます。人件費についても、必要な人員は確保しながら、ＤＸや業務の見直しを進め、事業量に見合った適正な人員配置を求めます。

私は、今回の決算に賛成することは、令和７年度の全ての事業を肯定することではないと考えます。成果のあった事業はさらに充実させる一方、効果の薄い事業はいま一度見直し、いま一度立ち止まり、必要性が低下した事業は統合、廃止を求めて判断することが必要です。限られた財源を本当に必要なところへ重点的に配分し、将来世代に過大な負担を残さない行政運営を強く求めます。

以上、令和７年度の取組と成果を評価するとともに、さらなる行政改革を求め、議案第３４号、令和７年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成するもので

あります。議員各位におかれましても御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（河村善一議員）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　これで討論を終わります。

これより議案第３４号を採決します。本案に対する決算常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一議員）　起立多数です。よって、議案第３４号　令和７年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

◎議案第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一議員）　日程第３、議案第３５号　令和７年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、竹中委員長。

〔総務産業建設常任委員長　竹中秀夫議員登壇〕

○総務産業建設常任委員長（竹中秀夫議員）　総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第７７条の規定により報告します。

１、審査結果。議案第３５号　令和７年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを認定することに決定。

２、審査経過。９月１５日に総務産業建設常任委員６名の出席がありました。

質疑の主なものは、残地面積や今後の売払い予定について。地元優先の売払いについてなどがあり、審査が行われました。討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で認定することに決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（河村善一議員）　以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　討論なしと認めます。

これより議案第３５号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一議員）　起立全員であります。よって、議案第３５号　令和７年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

◎議案第３６号～議案第３８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一議員）　日程第４、議案第３６号　令和７年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第５、議案第３７号　令和７年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第６、議案第３８号　令和７年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、教育民生常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。教育民生常任委員会の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、中川委員長。

〔教育民生常任委員長　中川喜代和議員登壇〕

○教育民生常任委員長（中川喜代和議員）　教育民生常任委員会委員長報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第７７条の規定により報告します。

審査結果。議案第３６号　令和７年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決

算の認定を求めることについてを認定することに決定。議案第３７号　令和７年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを認定することに決定。議案第３８号　令和７年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを認定することに決定。

審査経過。９月１６日に教育民生常任委員６名が慎重に審査しました。

国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、滞納整理の状況について。被保険者の減少に伴う国保税について。人間ドック助成の効果についてなどであり、審査が行われました。討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で認定することに決定しました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の質疑、討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で認定することに決定しました。

最後に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、認定訪問調査の状況について。介護予防給付費についてなどであり、審査が行われました。討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で認定することに決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（河村善一議員）　以上で委員長報告を終わります。

初めに、議案第３６号　令和７年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。１０番、瀧　すみ江議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　議案第３６号　令和７年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてに対して、認定しないことを表明します。

国保加入者は前年度より８３人減少しているのに、国保税額は前年度より３．２％増えています。令和７年度においても、国保税の引上げが行われています。平成３０年度から滋賀県が財政運営の責任主体となり、令和９年からの県内国保料（税水準）の統一に向かって、国保加入者の負担は年を追うごとに増え、払いたくても払えない高

過ぎる国保税になっています。

また、８年度からの新たな負担増になった子ども・子育て支援金制度の施行に向けたシステム整備業務費が計上されています。子ども・子育て支援を充実することは必要ですが、その財源を医療保険に上乗せすることは筋違いです。国民健康保険法第１条、目的に「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」と明記されています。社会保障制度としての国民健康保険制度に立ち返り、国と県、町の責任で加入者の負担を軽減し、国保財政を健全化することを訴えて反対討論といたします。

○議長（河村善一議員）　次に、賛成討論はありませんか。１番、岡本議員。

○１番（岡本志穂美議員）　１番、岡本志穂美です。私は、議案第３６号　令和７年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から討論を行います。

国民健康保険は、国民皆保険制度を堅持するため、重要な役割を担っており、地域住民の医療の確保と健康の保持、増進に寄与してまいりました。しかし、医療費の増大や社会保険適用拡大の影響などによる被保険者数の減少、さらには高齢化の進展による所得の低下などにより、国民健康保険事業の運営は年々厳しさを増しています。このような状況下、平成３０年度から滋賀県が財政運営の責任主体となり、保険給付費に必要な費用は全額県から市町に交付され、令和３年度からは葬祭費、出産育児一時金を県全体で支え合っています。

これにより、従前のように保険給付費の急激な増加の影響を直接受けることはなくなりましたが、県下全体で保険給付費が増加した場合には、町が県に対し納める納付金も増加する可能性があることから、滋賀県では令和９年度に県下保険料（税）水準の統一を挙げられました。本町においても、令和９年度の保険料（税）水準の統一に向け、財政調整基金を活用しながら、保険税率を引き上げることとしています。

また、町においては、税負担の公平化と保険税収納率の向上を図るため、収納対策の強化に努められております。今後においても税務課、健康推進課、住民課が連携し、保険者として引き続き安定した事業運営と財政運営の健全化に努められることを求めまして、本決算の認定について賛成するものです。議員各位におかれましても、御賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（河村善一議員）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　　これで討論を終わります。

これより議案第３６号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一議員）　　起立多数です。よって、議案第３６号　令和７年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

次に、議案第３７号　令和７年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　　１０番、瀧　すみ江。議案第３７号　令和７年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてに対し、認定しないことを表明します。

団塊の世代が７５歳になり、超高齢化時代に向かい、後期高齢者医療加入者は増えていきます。令和６年度、７年度は第９期保険料率になりますが、第８期保険料に比べて所得割、均等割ともに値上げしています。高齢者の多くは年金収入のみで暮らしており、医療や介護が必要な時期に負担が増えることは、命と暮らしの危機に直結します。マイナ保険証の利用が進まない中、厚生労働省は２０２５年４月になって、マイナ保険証の保有にかかわらず、７５歳以上の後期高齢者の方全員に２０２５年７月末までに資格確認書を送付することを決めました。

最後に、後期高齢者医療制度は滋賀県後期高齢者医療広域連合で運営され、町では事務事業のみを行い、保険料の改定など肝心なことは私たちの知らないところで決まります。高齢者の声が届かない制度を批判して反対討論といたします。

○議長（河村善一議員）　　次に、賛成討論はありませんか。１番、岡本議員。

○１番（岡本志穂美議員）　　１番、岡本志穂美です。私は、議案第３７号　令和７年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から討論を

行います。

急速に進む高齢化社会の中において、後期高齢者医療制度の円滑な運営は、被保険者の皆様が将来にわたって安心して医療を受けられる体制を維持するための極めて重要な会計であります。令和７年度においては、被保険者の適切な資格管理や保険料の確実な徴収、さらには各種保健事業の推進など、住民生活に直結する医療制度が滞りなく運営されました。また、制度の周知や保険料収納への理解を深めるために、広報紙や個人通知を活用した啓発、窓口での丁寧な説明など、住民に寄り添ったきめ細やかな対応に努められました。

今後は、高齢化に伴う医療費のさらなる増加が見込まれ、依然として慎重な管理が求められますが、適正な予算執行のもと、関係機関や保健事業との連携をさらに強め、制度運営に努めていただきたいと考えます。

以上のことから、令和７年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は適正に執行されたものと認め、本決算の認定に賛成するものです。議員各位におかれましても、御賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（河村善一議員）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　これで討論を終わります。

これより議案第３７号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一議員）　起立多数です。よって、議案第３７号　令和７年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

次に、議案第３８号　令和７年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　１０番、瀧　すみ江。議案第３８号　令和７年度愛荘

町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてに対して、認定しないことを表明します。

令和７年度は第９期介護保険事業計画の中間年度に当たります。第９期計画では、保険料抑制要因として､介護保険準備基金５，６００万円を取り崩すことになっていました。令和７年度末の介護保険準備基金残高は１億３，６７４万９，９２６円です。取崩しはなく、３，５１８万７，３６３円が積立てです。このことから、第９期計画で決定した介護保険料を被保険者からもらい過ぎていたことが分かります。６月議会の一般質問で、その原因については、施設入所者の減少と介護予防による重症化予防、元気な高齢者が増加しているとの答弁でした。よい傾向であると考えます。

介護保険創設時は、全ての利用者の利用料は１割負担でしたが、年金収入などの所得が単身世帯の場合で２８０万円以上の人は２割負担とされました｡また､要支援１、２の訪問介護などを保険から外し、自治体の総合事業に移しました。利用料以外の財源は、被保険者保険料５０％と公費負担が５０％の割合です。国がするべきことは制度改悪ではなく、被保険者の負担を下げるために国の負担を増やすことであることを訴えて反対討論といたします。

○議長（河村善一議員）　次に、賛成討論はありませんか。１番、岡本議員。

○１番（岡本志穂美議員）　１番、岡本志穂美です。私は、議案第３８号　令和７年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から討論を行います。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える重要な社会保障制度であり、本町においても高齢化の進展に伴い、その役割はますます重要となっています。令和７年度においては、介護保険給付を適正に実施するとともに、地域包括支援センターを中心とした総合相談、介護予防、認知症対策など高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるための取組が進められました。今後は、介護サービスの充実に加え、介護予防や健康づくり、認知症施策、地域での支え合いをさらに進めるとともに、介護給付費や介護保険料、基金の状況にも十分配慮し、持続可能な介護保険制度の運営に努めていただきたいと考えます。

以上のことから、令和７年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算は適正に執行されたものと認め､本決算の認定に賛成するものであります｡議員各位におかれましても、御賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（河村善一議員）　　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　　これで討論を終わります。

これより議案第３８号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一議員）　　起立多数です。よって、議案第３８号　令和７年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

◎議案第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一議員）　　日程第７、議案第３９号　令和７年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。

総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、１１番、竹中委員長。

〔総務産業建設常任委員長　竹中秀夫議員登壇〕

○総務産業建設常任委員長（竹中秀夫議員）　　総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第７７条の規定により報告いたします。

１、審査結果。議案第３９号　令和７年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては認定することに決定。

２、審査経過。９月１５日に総務産業建設常任委員６名の出席がありました。

質疑の主なものは、流域下水道負担金についてなどであり、審査が行われました。討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で認定することに決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（河村善一議員）　　以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　　討論なしと認めます。

よって議案第３９号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一議員）　　起立全員であります。よって、議案第３９号　令和７年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

○議長（河村善一議員）　　お諮りします。ただいま諸般の報告、議案３件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　　異議なしと認めます。よって、諸般の報告、議案３件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（河村善一議員）　　追加日程第１、諸般の報告を行います。町長。

○町長（有村国知）　　諸般の報告の２ページをお願いいたします。

専決処分事項の報告をさせていただきます。地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同上第２項の規定により報告するものでございます。

１、契約の目的。令和７年度工事第３号、愛荘町立ハーティーセンター秦荘等長寿命化改修工事（給排水冷暖房）。

２、変更契約の金額。変更前の契約金額１億３，６１８万円に対し、変更後の契約金額１億３，７３４万９，０８９円です。

３、契約の相手方。住所、滋賀県愛知郡愛荘町安孫子２４９番地。氏名、株式会社湖東工業所代表取締役、上林清作。

変更内容につきましては、３ページに記載のとおりでございます。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

◎議案第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一議員）　追加日程第２、議案第４０号　契約の締結につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水惠一）　追加議案書の２ページをお願いいたします。

議案第４０号　契約の締結につき議決を求めることについて。

上記の議案を提出するものでございます。

次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第９６条第１項第５号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議決を求めるものでございます。

１、契約の目的。令和７年度工事第２号、愛荘町立ハーティーセンター秦荘等長寿命化改修工事（電気設備）。

２、変更契約の金額。変更前の契約金額１億１，０１８万２，２１８円、変更後の契約金額１億１，１６５万５３１円。

３、契約の相手方。住所、滋賀県東近江市沖野３丁目８番３１号。氏名、株式会社ニシデン代表取締役、西田浩之。

なお、議案説明資料の２ページには、変更内容について添付をさせていただいております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河村善一議員）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　討論なしと認めます。

これより議案第４０号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一議員）　起立全員であります。よって、議案第４０号　契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一議員）　追加日程第３、議案第４１号　令和８年度愛荘町一般会計補正予算（第５号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉）　補正予算書のほうをお願いいたします。補正予算書の２ページでございます。

議案第４１号　令和８年度愛荘町一般会計補正予算（第５号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９６１万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２１億５，６３１万４，０００円とするものでございます。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第２条、地方債の変更は、第２表　地方債補正による。

上記の議案を提出をするものでございます。

それでは、予算書の３ページをお願いをいたします。

第１表　歳入歳出予算補正、歳入の部でございます。

１５款県支出金２項県補助金、補正予算額が７６８万円の追加。３項委託金、補正予算額が４９０万円の減額。

１８款繰入金２項基金繰入金５９万円の減額。

２０款諸収入５項雑入１７０万円の追加。

２１款町債１項町債１，３５０万円の減額。

歳入の合計といたしまして、補正予算額が９６１万円の減額となってございます。

続きまして、４ページをお願いをいたします。歳出の部でございます。

１款議会費１項議会費、補正予算額が２６３万６，０００円の減額。

２款総務費１項総務管理費で５５万円の追加。４項選挙費で５００万円の減額。

３款民生費１項社会福祉費で１２５万１，０００円の減額。

６款農林水産業費１項農業費１，０５０万円の追加。２項林業費９万９，０００円の追加。

７款商工費１項商工費５５万円の追加。

８款土木費４項都市計画費５，０００円の追加。

１０款教育費１項教育総務費２９７万円の追加。５項社会教育費１，５２２万５，０００円の減額。６項保健体育費１７万２，０００円の減額。

歳出合計額といたしまして、補正予算額が９６１万円の減額。補正後の予算額といたしまして１２１億５，６３１万４，０００円となってございます。

続いて、５ページでございます。

第２表　地方債の補正。１、変更、起債の目的でございますけれども、公共施設等適正管理推進事業債（教育）ということで、ハーティーセンター秦荘の長寿命化改修工事の事業減額に伴うものでございます。補正前額の限度額といたしまして６億３，９７０万円を、補正後の限度額といたしまして６億２，６２０万円の、限度額１，３５０万円の減となってございます。ちなみに起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

あと、１４ページから１７ページにつきましては給与費明細書となってございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（河村善一議員）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　討論なしと認めます。

これより議案第４１号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一議員）　起立全員であります。よって、議案第４１号　令和８年度愛荘町一般会計補正予算（第５号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一議員）　追加日程第４、議案第４２号　令和８年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀）　補正予算書の１８ページをお開きください。

議案第４２号　令和８年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１９億５,４７７万１,０００円とするものです。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正によるものでございます。

上記の議案を提出いたします。

それでは、１９ページの第１表　歳入歳出予算補正について御説明させていただきます。

１１款繰越金１項繰越金１００万円の追加。

歳入合計、補正予算額１００万円、補正後予算額１９億５,４７７万１,０００円でございます。

次のページ、２０ページをお願いいたします。

歳出でございます。

１０款諸支出金１項償還金及び還付加算金１００万円の追加。

歳出合計、補正予算額１００万円、補正後予算額１９億５，４７７万１，０００円です。

以上、国民健康保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一議員）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　討論なしと認めます。

これより議案第４２号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一議員）　起立全員であります。よって、議案第４２号　令和８年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（河村善一議員）　お諮りします。ただいま意見書２件、議提２件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　異議なしと認めます。よって、意見書２件、議提２件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎意見書第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一議員）　追加日程第１、意見書第１号　非核三原則の堅持を求める意見書を議題にします。本案について、提案理由の説明を求めます。１０番、瀧議員。

〔１０番　瀧　すみ江議員登壇〕

○１０番（瀧　すみ江議員）　　１０番、瀧　すみ江。意見書第１号のほうを説明させていただきます。

朗読をもって提案に代えさせていただきますのでよろしくお願いします。

令和８年８月２５日、愛荘町議会議長、河村善一様。

非核三原則の堅持を求める意見書。

上記議案を愛荘町議会会議規則第１４条の規定により提出する。

提出者、愛荘町議会議員、瀧　すみ江。賛成者、同上。

では、次のページをよろしくお願いします。

非核三原則の堅持を求める意見書。

愛荘町議会では、合併した年に、「愛荘町非核・平和都市宣言に関する決議」が議決されており、例規集に明記されています。「世界の平和と安全は、人類共通の願いです。しかし、現在この地球上には数多くの核兵器が存在し、また、戦争や紛争も後を絶たず、人類の生存や自然環境に大きな脅威と不安をもたらしています。世界で唯一の核被爆国の国民として、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の意義を世界の人々に訴えていかなければなりません。ここに愛荘町は、新町誕生を機に、非核三原則の堅持と恒久平和の実現を願い、安心で安全な町民生活を守ることを決意し、『非核・平和都市』を宣言します」という内容で、「非核三原則の堅持」が明記されています。

原爆投下の惨禍を経験した日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を掲げ国是として堅持してきました。

非核三原則は、日本の平和と安全保障だけでなく、国際社会の平和と非核化を求める世論と運動の礎となってきました。２０２４年には、被爆被害の実相を語り継ぎ、国際社会の平和と核廃絶を訴えてきた日本原水爆被害者団体協議会が、国際的な貢献が認められてノーベル平和賞を受賞しました。

政府におかれましては、広島、長崎の悲劇を二度と繰り返さないために、恒久平和の実現に向けて主導的役割を果たすため、下記の事項を強く求めます。

記。１、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を堅持すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

宛先、内閣総理大臣様、内閣官房長官様、総務大臣様、外務大臣様、防衛大臣様。

滋賀県愛荘町議会。

以上で提案を終わりますが、ぜひ御審議の上、可決していただきますようよろしくお願いします。

○議長（河村善一議員）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。８番、村西議員。

○８番（村西作雄議員）　瀧議員にちょっとお伺いをしたいと思います。提案者の瀧議員にお伺いします。

愛荘町で合併した年に、愛荘町非核・平和都市宣言に関する決議ということで、この中で非核三原則を守ってほしいんだというような決議がされています。私は、２０年前の決議というのは、大変重いものがあるというふうに思います。意見書を提出というより､決議というのはもっともっと愛荘町議会として重たいものだと思うんです。その中で、あえて今回非核三原則の堅持を求める意見書として提出された趣旨についてもう少し詳しく、愛荘町の２０年前の決議と比べての意見書としての提出された理由についてお示しを頂きたいと思います。

○議長（河村善一議員）　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　合併した当時にこのように非核三原則の堅持が明記された決議を愛荘町議会でされておりますので、やはりそのようなことを決議されている愛荘町議会として、やはり政府に向かってもこのような非核三原則ということを国是として今後とも堅持していただきたいということを意見書として上げていただきたいと思いました。やはり２０年ほど前にこういうようなことがちゃんと決められておられるので､やはり政府に向かって､町議会としてそれを訴えて求めていけるという、そういうような意義があるというふうに考えます。よろしくお願いします。

○議長（河村善一議員）　４番、久保田議員。

○４番（久保田正利議員）　私も再度今の件で質問させていただきます。

当時、非核三原則を堅持するということは、合併当時決議されたというふうにお聞きしております。今ここでされる、改めてお聞きします。何を新たに実現しようとしているのか、何が違うのか、明確にする必要が僕はあると思います。その辺を分かりやすく説明いただけたらと思います。

○議長（河村善一議員）　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　何が違うのかというと、決議と意見書が違うという意味なのではないかと思いますけれども、決議というのは、議会としてこういうことを

していきますよということで、議会の意思を決定するものであって、意見書というのは、国に向けて求めていくものです。

政府は非核三原則の堅持ということで、そこら辺を今ちょっと国是とされていくのかどうかということを検討というか、そういうような行動もされておりますので、やはりこれを堅持していかなければ、本当に世界中の核戦争というようなことにもなりかねない。ですから、先ほども申し上げましたけれども、愛荘町議会として、このように合併当時に、非核・平和都市の宣言を愛荘町議会として決議されている、そのような町議会として、やはり政府に向かってもそういうように非核三原則を堅持してくださいということで求めていくということを、意見書というのはそういうものですので、国にそういうことを議会として求めていく、そういうような意味ですので、その違いというのはそういうことになるかと思います。

○議長（河村善一議員）　ほかに質疑。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　以上で質疑は終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。４番、久保田議員。

○４番（久保田正利議員）　４番、久保田正利。私は今回提出された非核三原則の堅持を求める意見書について反対の立場から討論いたします。

初めに、私は核兵器の廃絶や恒久平和を願うことに反対するものではありません。戦争によって多くの貴い命が失われたことを思えば、二度と戦争を繰り返してはならないという思いは、私たち戦没者遺族にとって当然の願いです。しかし、今回の意見書については、今改めて提出する必要性とその実効性に疑問があります。

愛荘町議会では、合併した年、愛荘町非核・平和都市宣言に関する決議を議決しており、その中で既に非核三原則の堅持を明確に示しています。したがって、今回改めて同じ趣旨の意見書を提出するのであれば、既存の決議と何が違うのか、また今回の意見書によって何を新たに実現しようとしているのかを明確にする必要があると考えます。

一方で、私が戦没者遺族会の活動を通じて強く感じているのは、これからの平和を考える上で、戦争の記憶を次の世代へ伝えていくことの重要性です。戦争を実際に経験された方は年々少なくなり、遺族会でも戦没者の子である遺児の世代から、私たち含め孫の世代へと移りつつあります。だからこそ、戦争体験者の話を聞き、その悲惨

さや家族を失った苦しみを次の世代に伝える語り部の育成や子どもたちへの平和教育など具体的な取組を進めることが重要だと考えます。議会で非核、平和という理念を確認することは大切です。しかし、平和を守るために理念を上げるだけではなく、現在の厳しい国際情勢を踏まえ、戦争をどう防ぎ、国民の生命と安全をどう守るかという現実的な議論も必要です。

以上のことから、非核三原則そのものを否定するものではありませんが、既に愛荘町議会として、愛荘町として同趣旨の決議を行っていることから、今回、改めて意見書を提出する必要性と実効性について疑問があると判断し、私は本意見書に反対いたします。

議員各位におかれましても、御賛同くださいますよう、御理解申し上げ、よろしくお願いして反対討論といたします。

○議長（河村善一議員）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　これで討論を終わります。

これより意見書第１号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一議員）　起立少数です。よって、意見書第１号　非核三原則の堅持を求める意見書は、否決されました。

◎意見書第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一議員）　追加日程第２、意見書第２号　交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書を議題にします。議案について、提案理由の説明を求めます。６番、中川議員。

〔６番　中川喜代和議員登壇〕

○６番（中川喜代和議員）　６番、中川です。意見書第２号、タブレット４ページをお願いします。

令和８年９月１１日、愛荘町議会議長、河村善一様。

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書。

上記の議案を愛荘町議会会議規則第１４条の規定により提出する。

提出者、愛荘町議会議員、中川喜代和。賛成者、愛荘町議会議員、岡本志穂美、久山幸代、メンドーザ智子、久保田正利、小菅久宣、村西作雄、村田　定、竹中秀夫。

５ページをお願いします。交通事故などによる被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書。

昨年５月、愛知県一宮市で当時妊娠９か月の女性が車にはねられて死亡しました。事故直後、緊急帝王切開で出生した女児は、「低酸素性虚血性脳症」と診断され、生まれた日から泣き声を上げたことも、目を開いたこともなく、今も意識不明のままであります。遺族にとっては、最愛の家族を失った悲しみと、女児の行く末への不安を抱えるという極めて悲惨な事故となった。

刑法上、胎児は人ではなく母体の一部とされるため、胎児を被害者と認め、加害者に相応の刑事処分を認める判例はごく僅かであり、加害者に対して自動車運転処罰法の適用は困難な現状であることから、遺族は「生まれた女児も被害者として扱ってほしい」と切実に訴えております。

この遺族の思いに賛同するオンライン署名は１３万筆を超えており、現行制度の在り方に対して多くの国民が改善を求めていることがうかがえます。出生前の段階で胎児の生育状況が医学的に把握できる現代において、被害の発生時点によって、法的評価や取扱いに大きな差が生じる状況は、命の尊厳や公平性、被害者救済の観点から課題が残る。

よって、交通事故などによる被害を受けた胎児に係る法整備を行うよう強く要望します。

記。１、交通事故などによる母体への加害行為によって、胎児が出生後に死傷した場合における自動車運転処罰法等の処罰規定について、刑法上の見直しも含めた議論を行うこと。

２、死傷した胎児についても、刑事訴訟法の犯罪被害者参加制度における被害者としての地位が認められるよう運用改善を図ること。

３、交通事故などにより出生前に被害を負った子どもとその家族が、生涯にわたり十分な医療や福祉を受けられるよう、自賠責保険制度の拡充など、公的な被害者支援体制の充実を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月２５日。

宛先、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、法務大臣様、国土交通大臣様。

滋賀県愛荘町議会。

以上、皆さんよろしくお願いします。

○議長（河村善一議員）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　討論なしと認めます。

これより意見書第２号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一議員）　起立全員であります。よって、意見書第２号　交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎議提第７号の上程、説明、決定

○議長（河村善一議員）　追加日程第２、議提第７号　委員会閉会中の継続調査についてを一括議題とします。

委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したい旨の申出があります。閉会中の継続調査に付すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　異議なしと認めます。よって、議提第７号　委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付することに決定しました。

◎議提第８号の上程、説明、採決

○議長（河村善一議員）　追加日程第３、議提第８号　議員派遣についてを議題にし

ます。

会議規則第１２７条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　異議なしと認めます。よって、議提第８号　議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（河村善一議員）　これで本日の日程は全て終了しました。これをもって令和８年９月愛荘町議会定例会を閉じます。大変御苦労さまでございました。終わります。

閉会　午前１０時５１分

上記会議の次第は事務局長　陌間秀介の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日　　議　会　議　長

令和　　年　　月　　日　　議会議員　　7 番

令和　　年　　月　　日　　議会議員　　8 番